

# 会 議 録

会議の名称	第8期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年3月8日（水） 午後5時00分から午後7時まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801 会議室
出席者	<b>【委員】</b> 加瀬 進委員、吉岡 博之委員、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、八木 香委員、木下 一美委員、中村 裕子委員、高橋 徹委員、畑 佐枝子委員、佐々木 宣子委員、鴻丸 恵美子委員、丸山 智史委員、永末 美幸委員 〈WEBによる参加〉 猿渡 太育委員、塚口 敏彦委員、田中 麻子委員、佐々木 由佳委員 <b>【事務局】</b> 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 株式会社名豊担当者 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	第8期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

(事務局)

開会前に事務局よりお詫びと連絡がございます。調査結果報告書の協議に関しまして前回の協議会で一週間前に資料を事前配布し、本日協議する予定になっていましたが、私どもの方で調査票の一部提出漏れがございまして、名豊さんに追加で送付し、それから集計のし直しをお願いした経過がございます。そのようなことからまだ、報告書の案が整っていない状況でございます。協議に支障を及ぼしてしまい、大変申し訳ありませんでした。名豊さんにも可能な限り、報告書案の作成を急いでいただいておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

本日も説明のため、株式会社名豊の担当者が出席しています。本日、用意した資料につきまして、説明していただきますので、よろしくお願い致します。

本日も引き続き、新型コロナウイルス対策として、We bと対面を併用して会議を行います。ご協力をお願いします。

連絡事項は以上です。

(会長)

第6回小金井市地域自立支援協議会を行います。

調査票の一部提出漏れとか遅れについては私としても謝罪や、言いたいことがたくさんあります。どうすれば良いのか、と思う気持ちもあるのですが、まずはガイドラインなどについて、進めていきたいと思っております。欠席委員等、事務局からお願いします。

(事務局)

本日、欠席の事前連絡はございません。まだ2名の委員がいらっしゃっておりませんが、小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定によりまして協議会の開催には半数以上の出席が必要とのこととございまして、21人中19人の出席ということになりますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

資料の確認をお願いします。

(事務局)

配布資料の確認をさせていただきます。事前配布資料として、資料1-1小金井市障害福祉サービスガイドライン。資料1-2小金井市障害福祉サービス標準支給量一覧。資料2「精神通院公費」と「精神通院医療」の違いについて。資料5令和5年度小金井市地域自立支援協議会開催予定。事業者向け調査結果。障がいのある方向け調査結果。市民向け調査結果。

次に、机上に配布したものとして、小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）策定のためのアンケート調査（障がい者関係団体向け）単純集計表。小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）策定のためのアンケート調査（障がい者福祉関係事業所向け）単純集計表。小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）策定のためのアンケート調査（市民向け）単純集計表。小金井市保健福祉総合計画（障害者計画・障害福祉計画）策定のためのアンケート調査（障がいのある人向け）単純集計表。資料3障害者計画策定のためのアンケート調査回答率。配布物は以上です。

(会長)

資料4は無いということですか。

(事務局)

アンケート結果の関係資料を資料4として作る予定でしたが間に合わなかったので、肩番が無い形になります。

(会長)

調査結果関係の資料としては1頁目に表が付いていて、市民向け調査結果、障害のある人向け調査結果、事業者向け調査結果という、1枚目が表になっている調査のものと、表紙に単純集計表と書かれているものが、関係団体、事業所、市民、本人という4種類があると整理していただけると良いかと思えます。

それでは議題1、サービスガイドラインについて事務局からお願いします。

(事務局)

資料1-1及び資料1-2をご覧ください。

前回ご報告したとおり、3月6日開催の市議会厚生文教委員会で行政報告しましたが、一部変更したところとしまして、国が公費で負担してくれる上限値、いわゆる国庫負担基準につきましては概ね3年で大きく改正されることからガイドラインには載せないという形を取っていましたが、決裁の過程におきまして、示せるものは示した方が良いのではないかという意見もありまして、別冊として作成し、こちらのみ必要に応じて都度改訂版を作成することとしました。それが資料1-2になります。

前回の協議会では、資料1-1のガイドラインだけだったのですが、プラスアルファとして資料1-2を作成しました。ただ、国が示す単位数だけでは一般の利用者の方には分からないと思いますので、7頁以降に単位数を時間に換算した値も記載しております。

ただ、障害福祉サービスの利用については1コマの時間を何時間にするかによって単位数が変わります。例えば1時間の場合と2時間の場合でそのまま2倍になるというようなことではないので、1コマの時間を何時間にするかによって合計で使える単位数が変わることがあるので、あくまで目安としての上限の時間となります。その点については表の下の※印のところで表記しています。

また、単位数によらずに市が独自に支給量を決めているサービスもありまして、こちらについては改正の影響を受けないということで、ガイドライン本体に記載されていますが、別冊だけで全てのサービスの支給量が見られるようにということで再掲しております。

適用は4月1日からとなりますが、明日以降、準備ができ次第、ホームページで公開をする予定です。報告は以上です。

(会長)

サービスガイドラインについてはこれまで2回取り上げておりますが、最終的に別冊を作って数値についてもできるだけ分かるものは出す。国の基準が変わると別冊

も変わって行くということになります。

ご質問はありますか。これについては、活用のためのツールですので、分からないことがあった際にはその都度、問い合わせさせていただくということで、確定とさせていただきます。

次に議題2、精神通院医療の表記について事務局からお願いします。

(事務局)

前回の協議会にて委員からの質問で、障害福祉サービスガイドラインに記載のサービス体系のものと、障がい者計画に記載された同じ図で「精神通院医療」の表記が違うとの指摘がありました。

確認したところ、「精神通院公費」とは障害者自立支援法の施行により3障害の規定が統合される前の、精神保健福祉法に規定する公費負担制度でして、「精神通院医療」の方は改正後の障害者自立支援法に規定する公費負担制度。現行の障害者総合支援法に規定する自立支援の一つということでした。

3障害共通の仕組みとするための変更が若干されていますが、保険診療の自己負担分のうち一定の割合を公費で負担すること、実施主体が市町村ではなく都道府県であることには変わりありません。次期障害者計画を作成するタイミングでご質問いただき、ありがとうございました。誤って旧制度を記載しないよう、注意したいと思います。

(会長)

いずれにしても公費で対応するということの確認が取れたかと思います。質問していただいた委員はこれでよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

明確に確認していただいて、資料も出していただいたということで、次に行きたいと思います。

障害者計画策定のためのアンケート調査の回答率です。スケジュールについてはこの後、申し上げることとなりますので、まずは回答率について、事務局からお願いします。

(事務局)

前回の協議会でアンケートの送付数、回答数、回答率について口頭で報告しましたが、冒頭で申し上げましたとおり、調査票の提出漏れがあったため、回答数、回答率が変わっており、改めて資料として配布しております。前回の数値をこちらの資料の数値に訂正させていただきますので、詳細は資料をご確認ください。説明は以上です。

(会長)

それでは調査の段取りも含めて、次に進ませていただきたいと思います。障害者計

画作成のためのアンケート調査結果報告書についてということで事務局からスケジュールについての説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについてですが、報告書の作成について協議できるのは今日と22日の2回のみです。22日については17時からおよそ30分程度の予定で、内容については微修正のみということになりますので、それまでにどういうやり取りが必要か、今日の協議の状況なども踏まえて今後調整したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

追加送付いたしましたクロス集計表及び本日机上配布した資料に基づきまして名豊さんから説明をお願いしたいと思ひますが、Web参加の方々には資料の用意は大丈夫でしょうか。

(Webにて参加の委員)

大丈夫、とのジェスチャー有り。

(事務局)

それでは、名豊さんの方から資料の説明と報告書の作成にあたって本協議会の意見を確認しておきたい点があれば併せて説明をお願い致します。

(会長)

その前に、次第には無いのですが、提出漏れがあったことについては、組織としては会長・副会長として皆さんに謝罪することになりますので、ご容赦下さいということですが。

しかし、端的に言って、このようなことに責任を取れないです。事務局での提出漏れということについて、提出したかどうか、いちいち確認できません。そこまでやれということになると毎回、大丈夫かどうか確認することになりますが、もし、そこまでやれというのであれば、私としては会長職を下ろさせていただくというレベルの問題だと思っております。

それと、今日と22日ということですが、一体、いつまで我々の意見が反映できるのか。もし、反映できないのであれば、22日に協議会を行う意味はありません。誤字の訂正ぐらいであれば、事務局で預らせていただいた方が早いです。その点について事務局と名豊さんで具体的にどういうスケジュールなのか、今日と22日の2回のみと言われても分からないと思ひます。その点についてはどうですか。

(事務局)

今日の資料で確認できることが何なのかということですが、報告書をこれから作るに当たって、いつまでにどういう形で意見が反映できるのかというスケジュールについて、名豊さんから説明していただきます。

(名豊)

弊社としましては追加の未入力分についてようやく昨日、集計が outcome して、机上に配布させていただきました。今回、事前に配布させていただきました、前回の会議でこういった集計を見たいな、とご希望をいただいたものについては追加の入力を

する前の回答の集計でクロス集計を行っておりまして、明日から追加した全部が入った集計でクロス集計を行っていき、グラフを作成していきますので、全社一丸として対応しても1週間程度はかかるのでは、と現場では話しております。

本日、皆様に議論していただきたいこととしましては、概ね追加した部分については統計的に大きな変化が見られることは無いと思っております。クロス集計の項目についての表はたくさんありますが、その中から特にこういったことは次期計画の課題として重要では、ということをご意見として賜りまして、そちらをアンケート報告書に記載するクロス集計として入れていきたいと思っております。

(会長)

今日改めて意見を言って、修正が15日まで。そして22日に最終チェックと言われても。まずは説明をしていただいて、皆さんから質問やご意見、提案をいただくこととなります。その点については是非、お力添えとご協力をいただければと思います。提出漏れの件について議論していても進まないの、まずは名豊さんから説明をお願いします。

(名豊)

まず、お手元に配布しました集計結果につきましては、4種類あります。前回の会議資料と同じ体裁のもの。単純集計表と鏡に書いてあるものにつきましては追加の分が入力してある集計結果になります。大きな傾向の変化というのは見られておりませんが、そちらが一番新しい集計結果ということでこれを基にグラフを作成させていただくということをお願いいたします。

本日、詳細に説明させていただきますものは、クロス集計の結果についてです。団体向けについては特にクロス集計を行っておりません。集計の数が膨大な量になっておりますので、特に傾向が見られる箇所について説明をさせていただきます。

まず、障がいのある方向け調査結果となります。こちらのクロス集計の見方についてですが、表の一番上にF6-1として記入されている質問文と、左に障害種別というものがあります。障害種別の中で「全体」というものがありますが、こちらが前回、確定ということで、集計にて報告させていただいた数字となります。その全体の中から身体障がい・知的障がい・精神障がい・その他という項目に分けて集計をかけると分布がどのように変わるのかという点がポイントになります。

例えば、「父母またはその一人」という設問が全体の中では50%であります。身体障がい者の中では21.2%となる一方で、知的障がい者では91.3%となりまして、知的障がい者については父母またはその一人と暮らしている方が多いというところを見ていくこととなります。

このような方法で集計を行い、特に傾向が見られるところを説明させていただきます。

今見ていただいている表については、説明の中で申し上げたとおり、知的障がい者については父母またはその一人と暮らしている方が多い。身体障がい者については「子ども(子の配偶者を含む)」が73.7%と高くなっております。後ほどの回答でも見られますが、やはり所持している手帳の種別によって年齢の分布が異なっておりまして、身体障がい者の方は高齢の方が多い。知的障がい者の方は若い方が多い。精神障がい者の方は両者の真ん中ぐらいの年代が多い。この傾向はあらゆるところで見られております。

次に問5です。問5は①から⑩まで、どういうことを一人でできて、どういうことについて支援が必要なのかということを確認しています。知的障がい者について、「全部支援が必要」又は「一部支援が必要」と答えていただいた数が多いものが、①食事、②トイレとなっております。こちらについてはサービスがもう少し必要という他の設問についても、当事者の方については多い傾向が見られています。

精神障がい者について特徴が出ているところは、問5-⑧です。この設問については、知的障がい者について、「一部支援が必要」と「全部支援が必要」を足すと最も高くなりますが、精神障がい者についても「一部支援が必要」という項目が高くなっております。

次に問6です。こちらについては一緒に住んでいる方についての設問と同じ傾向が当然ではありますが出ています。身体障がい者の方だと「配偶者(夫または妻)」と「子ども」が高く、知的障がい者だと「父母・祖父母・きょうだい」が高い。精神障がい者については、「父母・祖父母・きょうだい」と「配偶者(夫または妻)」、「ホームヘルパーや施設の職員」が高くなっています。

次に問6-1です。支援されている方の年代について聞いています。身体障がい者については、高齢の方が比較的多くなっております。問6の質問の結果と3次クロスしていく必要があると思いますが、配偶者については65歳以上の方が多いのかな、子どもについては40～50歳代が多いのかなと思います。

知的障がい者については父母が多くなっておりますので、40歳～50歳代の父母とその子どもという組み合わせが多くなっているのかなと思います。

精神障がい者については75歳以上の人も多く、支援者の年代については留意する必要があるかと思っております。

次に問6-5です。先ほどの支援者の年代という点も踏まえて見ていただきたいと思いますが、知的障がい者については「体力的につらい(体力的な負担)」、「気が休まらない(精神的な負担)」、「家を空けられない」、「自分の時間が取れない」という項目が多くなっております。

精神障がい者については、他の障がい種別と比較すると、「支援の方法がわからない」、「相談する相手がない」、「自分の体調が良くない」ということがありますが、どのように本人の支援をしたらいいのかわからない、相談する相手がないことで孤立している支援者が多いのではないかと思います。

次に問7です。特に知的障がい者の方については「外出の制限」が多くなっております。40～50歳代のご両親とその子どもということもあると思いますが、外出についての影響が多く見られています。「運動・スポーツの機会の減少」についても割合が高くなっております。

精神障がい者については「支出の増加」と「相談相手と会う機会が少なくなった」ということが高くなっております。精神障がい者については、他にも経済的問題への関心・ニーズ共に高く、この設問についてもその傾向が見られています。

次に問8です。障がい福祉サービスの具体的な利用状況については福祉サービスの骨格ということもありますが、障がい種別で見ますと、「障がい福祉サービスは利用していない」という項目が愛の手帳所持者では15.1%となっております。先ほどの介助・介護が必要かどうか、一人でできるかどうかという設問の結果との相関関係が見られていると思います。

次に問8-1です。知的障がい者の方では、他の障がい種別の方と比べると「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間などに制限がある」というこ

とが高い割合になっています。

次に問9です。こちらでは知的障がい者が他の障がい種別の方と比べて高くなっている項目が「外出の同行・付き添いなど(移動支援等)」が38.6%。また、「家族等の支援者が病気の時などに、夜間を含めて施設に短期間入所し、身の回りの支援を受ける(短期入所支援等)」、「共同生活の場を提供し、日常生活などの支援を行うグループホーム(共同生活援助)」が共に30%を超え、高くなっております。

次に問10です。こちらでも知的障がい者では他の障がい種別に比べると「医者に病気の症状をうまく伝えられない」、「医者の説明や指示が理解しにくい」、「入院や通院のときに受け入れてくれるか不安」という項目が高くなっております。

次に問13です。こちらにつきましては、ヘルプカードを「持っていないし、必要ない」という方について知的障がい者は少なかったのですが、傾向としては特に変化がありませんでした。

次に問14です。ヘルプマークを「知らない」という項目については身体障がい者の方が少し高くなっておりますが、他と大きく異なるところについては、「少し知っている」という項目について、知的障がい者の方が他の障がい種別の方と比べて少し割合が高くなっているということで、保護者の関心が少し高くなっている様子が読み取れます。

次に問15です。知的障がいの方については「相談支援機関(地域自立生活支援センター、地域生活支援センターそら、児童発達支援センターきらり等)」や「相談支援専門員(計画相談員)」の項目が高く、専門的な相談支援に繋がっている様子が読み取れます。

次に問16です。全体集計の中で高い項目が、「信頼できる相談者がいること」、「身近な場所で相談できる窓口があること」となっております。こちらでも知的障がい者につきましては高い順番としては大きく変わりませんが、7割近くの方が「信頼できる相談者がいること」、半数以上の方が「身近な場所で相談できる窓口があること」を相談しやすい体制を作るために必要なことと答えられています。

次に問17です。こちらについては障がい種別の年代の構成の傾向という方が正しいかと思いますが、身体障がい者については「市の広報紙やパンフレット等」の紙媒体によるものの割合が他の種別より高い。

知的障がい者については「家族・親戚・友人・知人」と、親しい関係の中で情報交換をしている割合が高い。

精神障がい者については「インターネット」の割合が高く、年代の傾向や相談をする相手がないという調査結果を踏まえるとインターネットで情報を収集せざるを得ないのかなと感じております。

次に問19です。こちらについては知的障がい者について「周囲の人の理解が足りない」という項目が26.3%と、他の障がい種別の方と比べて高くなっております。知的障がい者については支援と相談が必要といった中で周囲の理解がまだまだ不足していることが読み取れます。

次に問20から就労に関する設問になります。ここから先の設問については、主に精神障がい者についての特徴が出てきます。問20にて収入状況について聞いておりました、精神障がい者は給与所得で生活している方が多いので、「給与・賃金」が多く、身体障がい者は高齢の方が多く「年金」が多く、知的障がい者については未就労のお子様が多いので「収入はない」という方が多くなっております。



次に問21です。年代としては現役世代の方が多くの中で、精神障がい者では「働いていない」が46.6%という結果が出ています。

次に問24です。「伝えていない」が精神障がい者では16.7%となっており、他の障がい種別の方と比べて高くなっております。

次に問25です。精神障がい者の方は「収入が少ない」、「職場の人間関係が難しい」、「職場での身分が不安定」という項目が高くなっております、就労上の課題となっております。

その一方で、問26の中で精神障がい者については賃金や就労の形態、人間関係など、働く上での課題がありますが、障害者就労支援センターについては「知らなかった」が31.4%となっております。

次に問27です。障害者就労支援センターを「利用したい」は19.6%となっており、それほど多いとは言えないのですが、「わからない」も50%近くおり、支援内容についての周知が必要なのではと思います。

次に問28です。知的障がい者については、保護者の方も答えているということがあり、将来を見据えた上で「障がいのある人に配慮した職場になっていること」、「事業主や職場の仲間の理解があること」が割合として高くなっております。精神障がい者については、それに加えて「就労条件（短時間労働など）が整っていること」、「生活できる給料がもらえること」という項目が高くなっております。

次に問29です。精神障がい者については、「正規の社員・従業員として働ける職場」が34.3%。「パート・アルバイトとして働ける職場」という項目も高くなっており、もっと働きたいと感じている精神障がい者の方が多くなっていることが読み取れます。

次に問35です。身体障がい者につきましては「視覚・聴覚障がい者、外国人等、情報を得づらい人への情報提供・状況把握」の項目が27.3%と高くなっております。「持病のある人や飲んでいる人への治療の継続」という項目については身体障がい者や精神障がい者の割合が高くなっております。「不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備」については、知的障がい者と精神障がい者の方の割合が高くなっております。

次に問40です。障がいのある方が地域で暮らす為の支援についての、総まとめのような設問になってはいますが、今までの傾向のまとめのような数値が出ておりました、知的障がい者につきましては、「相談対応などの充実」、「地域住民などの理解」、「コミュニケーションについての支援」など、困った時に対応してくれる場所（サービス）などが高くなっております。

精神障がい者については、「経済的な負担の軽減」という項目が最も高くなっております。

次に問41です。以前の協議会にて障害者差別解消法の認知度について課題があるという話がありましたが、調査結果においても障がい種別に関わりなく、55%前後の方が知らないと答えており、制度の認知度について課題があることが読み取れます。

次に問43です。これは差別している、差別されたことが「ある」と答えた方が知的障がい者で22.8%、精神障がい者の方で16.2%となっております。

先ほどの理解の項目について、知的障がい者について周囲の理解が不足していると答えられた方が多いとありましたが、この設問でも差別されたことがあると答えた方が他の障がい種別と比べて高いことから、相関関係があると読み取ることができ

ます。

次に問46です。精神障がい者の方で43.6%の方が「ある」と答えており、高くなっております。問46-1に虐待を誰にされたのかという設問がありますが、「家族・親せき」、「友人・知人」、「職場の上司・指導員」、「学校の先生」が高くなっており、日頃の生活の中で関わる方から虐待と本人が感じることをされたという回答をいただいております。当事者と関わる方の中には当事者のことをよく理解しないまま対応してしまったことがあるのではないかと想定しております。

次に問51です。知的障がい者については「グループホームで暮らしたい」という方が高くなっております。これについては障がいのある方の保護者様が多いということがありますので、将来的にはグループホームで暮らすことが必要ではないかと感じられていることが多いのではないかと想定しています。身体障がい者については「一人で暮らしたい（自分の家、賃貸住宅、寮など）」、「家族と暮らしたい」という項目が高くなっております。パートナーや家族・子どもと暮らしている方が多く、今後も継続して暮らしたいという思いを抱いている方が多くいることが読み取れます。

精神障がい者については「一人で暮らしたい（自分の家、賃貸住宅、寮など）」、「家族と暮らしたい」という項目が高くなっております。「一人で暮らしたい（自分の家、賃貸住宅、寮など）」という方については経済的なニーズの高さも踏まえて回答されている方が多いと想定されます。

次に問53です。こちらの方は、傾向については、表のとおりとなっております。当事者については以上です。

傾向としまして、障がい種別で報告させていただいたところについてはやはり、計画を作成する上での課題に繋がるような傾向が出ておりますので、その点については報告書に記載したいと考えております。

（会長）

スケジュールの話に戻りますが、調査報告書案としてはこれがグラフになり、名豊さんが口頭で報告してくれたことがコメント・解説に入ることになると思います。我々はそれをいつ、確認できますか。

つまり、グラフとコメントの入った調査報告書の素案をいつ、確認できるのか。本来であればそれが少し前に送られてきて、それを読んで今日、協議をする予定だったのですが。私が想像するのは、ここにコメントを入れてほしいとか、そういう議論になるのではないかと考えているのですが、それが対面ではもう、できないわけですが。いつ、我々はそれをもらうことができ、いつ、意見を言うことができ、それを反映できますか。

（名豊）

作業として最短でどれくらいの時間で対応できるのかということになりますが、単純集計表となっているものをもう一度、クロス集計をさせていただきます。そしてその集計をかけたものをWordシートの方に、前回報告させていただいた横棒のグラフを作ったものに、同じ問いの下に集計結果を入れ込んで、会長が仰っていただいたものを文章化するという作業があります。

概ね最短で、クロス集計を出し直すのに2～3日かかります。その後にコメントを作るのに2～3日ほどかかるので、冒頭に話したとおり、作成に1週間ほどはかか

るのではないかと思います。

(会長)

ということは、それを私たちが見られるのは、15日又は16日くらいということでしょうか。15・16日に見て、意見を言えるのはいつですか。それとも誤字脱字の確認だけになるのでしょうか。

端的に教えていただきたいのですが、16日に資料をいただいて、報告書に反映できる意見はいつまでに言えば間に合うのか。前日なのか、それとも22日でも良いのでしょうか。

(事務局)

まず、どの集計の項目を載せるかということについては、15・16日までかけて作業を進めていただくこととなりますが、コメントそのものではなく、今日の集計を参考にこれを取り上げてほしい、というような部分については途中で事務局に寄せていただければ、それを追加で作業依頼するということはできます。

それも含めたコメントが15・16日に出てくるわけですが、それをまたメールで送りまして、コメントの修正であれば22日の協議の時に意見が出れば、24日が印刷になるので、22日の協議の場でいただいた意見を2日間かけて修正していただくという流れになります。

(会長)

単純集計表を見ながら口頭でコメントを説明されても、覚えているのは難しいと思います。グラフがあり、コメントが書いてあり、その上でここはこのように直してほしいと意見をするような作業ができていないので、それを行うのが15・16日に資料をいただいて、22日当日まででも間に合いますか。22日はどのくらい、時間を取っていますか。

(事務局)

17時から場所を用意しています。差別解消委員会を18時から開催しようと考えておりますので、最長で1時間。場所や会場配置の変更は無く、人の入れ替わりのみです。

今回の差別解消委員会については事例が少ないので、差別解消委員会の開催時間を短くすることは可能です。差別解消委員会のみに来る委員は1人だけですので、その委員に時間を遅くしていただくことは可能かと思います。

(会長)

その前提で今、当事者の方の調査結果の説明をしていただきましたが、意見はございますか。

(委員)

当事者向けの資料を斜め読みした段階ではありますが、問15以降に相談についての問が続いていますが、どこに相談しましたか、ということが「市役所の窓口」、「病院、相談支援機関（地域自立生活支援センター、地域生活支援センターそら、児童発達支援センターきらり等）」。

愛の手帳所持者は福祉サービスを利用している方が多いので「相談支援専門員（計画相談員）」の割合も多かったのですが、一方で障がい種別の相談員（「身体障害者相談員・知的障害者相談員」）の相談率が異常に低く、私としては気になっていました。

前回の協議会にて報告書をいただいた段階でかなり低い数字だなと気になっていたのですが。障がい種別の相談員というのは、小金井市のわたしの便利帳でも紹介されていますし、センターにもいるのですが、そちらの相談員に何うと相談件数が非常に少ないと仰っていました。

相談率の高いところは相談内容がある程度、具体的なのではと思います。サービスについてとか、子どもの外出について、障がい特性についてとか、福祉サービスについて等。具体的なものが無い方は、こころの悩みなど。支援している方にはこころの悩みがとてもありますし、軽度の知的障がいの方で自分自身の中で整理がつかずに悶々とした悩みを抱えている方など、何をしてほしいのかではなく、悩みを聞いてほしい方が障がい種別の相談員の所に行かない。障がい種別の相談員の活動内容についての啓発活動が必要だと強く思います。

私は保護者の知り合いが多くいますが、精神科に通院している知り合いも多くいます。そこまで状態が悪くなる前に聞いてもらえる存在が地域で必要だと思います。相談者を求めている割合が高いとのことで、相談者を求めている人が多い。もちろん、親の会としても相談しやすい団体でありたいと思って努力をしており、相談されることはありますが、件数は少ないです。

やはり、具体的な悩みというよりも悶々としていることを相談しやすいように周知した方が良いのではないかと思います。計画に反映できることかどうかは分かりませんが、必要だと思ったので述べさせていただきました。

（会長）

ご意見、どうもありがとうございました。

少し整理をさせていただきたいのですが、データを見てどこをどのように解釈して評価するべきなのかということについては4月以降に行います。今、仰っていただいたような議論を始めると時間が足りなくなります。

今日行うことは、今出ているクロス集計や、名豊さんから説明していただいただけでは足りないの、ここを補足してほしいということを確認していただきたい。解釈については4月以降、時間をかけて取り組むことができますので、調査報告書を作成するにあたって補足したいところに限定をさせていただきたい。

今日、この時間まで読み切れないということであれば、15日までに事務局に伝えれば、随時、名豊さんの方にそれが伝えられて、報告書の方に反映されて、15・16日に出てくる資料にはグラフとコメントが入っていて、その資料を15・16日以降に読んでいただいて、22日まで、及び22日の協議会の時に修正してほしいことがあれば、ギリギリのタイミングで間に合う。

そういう段取りになっていますので、今日のところは調査報告書の項目なり、文言は無かったけれどこの点を強調してほしいというような内容に限定してご意見をいただきたいと思います。

そういう観点で見た時に、今説明をいただいた、障がいのある方向けの調査結果についてどうでしょうか、ということです。

(事務局)

改めて確認しますが、今、説明した項目はコメント・表が載るということでよろしいでしょうか。

(名豊)

はい。

(事務局)

今、説明せずに飛ばした問については、今は載せない想定になっていますので、飛ばした部分について、特にこの問も載せてほしい、ということをお願いします。

(委員)

今、説明をしていただいた中で問30の辺りから、いくつかお子様に関わる項目がありますが、その点についてご説明が無かったので、どれを取り上げるのかは難しい点だと思いますが、基本的なこととして例えば問30と問30-2ですとか、困っていることは何ですかというシンプルな問の回答は入っていても良いのではないかと感じました。

(会長)

ありがとうございます。今の委員のような意見をお伺いできればと思います。

(委員)

障がい種別のところについてです。並び順が身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者となっており、回答数の多い順に並べられているかと思います。先ほどの名豊さんからの説明の中で愛の手帳所持者特有の傾向等が出てきたので、順番を入れ替えてはいかがでしょうか。

単純に人数で並べるのではなく、傾向を見たいので、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、愛の手帳所持者の順で並べた方が、表を見た時に3番目が多いのか少ないのか等、表面的に読めると思うので、ご検討をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。名豊さんにお伺いしたいのですが、クロス集計表は報告書に出てきますか。

(名豊)

今、確認をしていますが、障がい種別については、アンケートの中の、どの手帳を持っていますかという設問の順番に沿って集計をしています。

(委員)

アンケートの順というよりは、アンケートの見やすさが重要だと思うので、集計表の順を入れ替えることができるのであれば、検討をしていただきたいということです。

(会長)

ありがとうございます。名豊さんの作業のこともあるので、検討をさせていただければと思います。

(委員)

障がいのある方向けのクロス集計の一番最初が一緒に暮らしている方についての設問になっていますが、一人暮らしの方が20.4%いるということで、一人暮らしの方の障がい種別は出ていますか。出ていれば教えてください。

(名豊)

F6-1の前の、F6にて家族構成について質問しています。その選択肢の一つが「ひとり暮らし」となっています。クロス集計はありませんが、クロス集計に追加することは可能です。

(委員)

一人で暮らしていける地域を作るということもあると思うので、あった方が良いのではと思いました。

(会長)

ありがとうございます。今のタイミングでお気づきではない点についてもまだ、事務局の方に意見していただく時間はございます。よろしければ次に市民向けの資料に移らせていただきます。

(名豊)

それでは次に、市民向け調査結果について説明をさせていただきます。

まず、問1の設問文があなたは、というところで切れていますが、問1ではノーマライゼーション、共生社会について聞いたことがあるかないかについて、聞いております。

こちらについて左の方が、F1、F2と順番になっておりますが、問5となっているところをご覧ください。こちらについては他の設問でもありますが、障害のある人の福祉について関心があるかどうかということについて、「非常に関心がある」から「全く関心がない」というところまで聞いていることをクロスしたものになります。この問5のところをどのように入力するかがポイントになってくるかと思えます。

こちらについては、ノーマライゼーション等についても「非常に関心がある」という方について、「聞いたことがある」という方の割合が高くなっております。関心については、どういったところが障害福祉の中での目指すべきものなのかということに繋がっていると思えます。

続いて、報告書の中に入れる想定ではないのですが問4で認知度を聞いています。こちらで年齢について細かく集計をしておりますが、全体的な障がいの認知度については、若い方が知らない方が多いという傾向が共通してみられています。次に問5です。左側の欄がF2になっているところです。他の設問でも問5で関心度とそれがどのような影響を及ぼしているかということを確認集計していきますので、年代別の関心度については見ていきたいと思っております。こちらを見いきますと「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合計した割合が55歳

以上では7割を超えており、年代が高くなるにつれて関心が高くなる傾向が見られています。若い方についてはデータが少ないですが、「あまり関心がない」と「全く関心がない」という層については若い世代で見られています。

先ほどの認知度の部分についてもそうですが、高齢になると世の中のことが分かっていくということもあると思いますが、障がいについても知識が増えていくというのがあると思います。若い世代は知らないし関心もない。調査票を配られても「全く関心がない」という選択肢に丸をつけるということが見られています。

次に問8です。左側が問5になっているところです。関心がある人はどのような活動に参加したいということと、全く関心がない方についてもどのようなきっかけがあれば活動に参加したいのかということが出ておりまして、非常に関心がある方については、「障がい者施設でボランティア活動をする」、「地域のボランティア活動に参加する」というところが高く出ております。

ある程度関心があるという方については、「障害者施設でのボランティア活動をする」は難しいが「地域のボランティア活動に参加する」という傾向が見られています。

あまり関心がないという方については、「障害のある人が働いているお店等を利用する」ことならできるとい傾向が見られており、関心がない方についてはボランティア活動に参加する入口として、「障がいのある人が働いているお店等を利用する」ということが手段としてあるのかなと思います。

次に問10です。左の欄が問5と書かれている集計をご覧ください。こちらにも非常に関心があると答えている方、ある程度関心があると答えている方は障がいのある人と「一緒に仕事をしたい」、「どちらかといえば一緒に仕事をしたい」という方が多いという傾向が出ています。

また、あまり関心がない、全く関心がないと答えている方については、「どちらかといえば一緒に仕事をしたくない」、「一緒に仕事をしたくない」という方が多い傾向が見られています。

福祉の関心ということについてはやはり、ノーマライゼーション、共生社会についての理解に繋がり、現場での偏見や差別と明らかに繋がっているのかなと思います。

次に問11です。左の欄が問5と書かれている集計をご覧ください。皆様に逆に質問したいと考えているところです。あまり関心がないと答えている方は「障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受ける方が良い」と答えている方が多く、分けた方が良いと考えている方が多く見られるのですが、非常に関心があると、ある程度関心があると答えている方を見ますと、非常に関心があると答えている人の方が「障がいの有無に関わらず、できるだけ一緒に過ごせるのがよい」というノーマライゼーションについての割合が少し下がっています。

国連の勧告の中でノーマライゼーションについても指摘されておりまして、理念と現実のところ。非常に関心がある方については先ほどの回答にありましたが、ノーマライゼーションや共生社会についての内容について聞いたことがあるという方が7割を超えているという状況の中で回答をされていることについて、どう考えていくのかということが重要な視点かなと思いました。

市民向け調査結果については以上となります。

(会長)

ありがとうございます。今、名豊さんから逆に質問したいと言われたところは、年度が替わってから深く議論をさせていただきたいと思います。市民向け調査結果についても、ここを足してほしいなどの意見をいただければと思います。

(委員)

いくつか質問があります。まず、一般市民の回答率が31.8%ということで、この回答率は一般市民の考え方を理解するのに必要な割合を満たしているのでしょうか。逆に約7割の方は答えておらず、その方々はそもそも関心が無いのかなとか、その方々の回答が入ればいろいろな割合が変わってくるのではないのかなと考えました。

次に、全体の年齢別の回答数が欲しいなと思いました。

次に、前回の協議会で話し合われたことかもしれませんが、町別で集計結果を出していることについては何か意味があるのかなと思いました。地域差が見たかったのかなと思いました。以上です。

(名豊)

回答率の件については、調査対象の母集団から抽出された件数については、どのような調査でも385の回答件数があれば統計学的には信頼があると言われております。今回、市民の方については636件の回答件数があるので、その基準を満たしていると思いますが、委員さんからご指摘いただいたところも抽出調査の課題ではあるので、難しいところではあります。

続きまして年代別の回答数についてですが、今のクロス集計が前回の確定と異なりますか、追加の部分を入力していないクロス集計になりますが、市民向け調査結果の1ページ目にて年代別の集計をしております。市民については全体数である636件については、無回答の方が3件ございますが、年代ごとに何人お答えになっているのかが分かるようになっています。

最後に、地区別については、委員の方から要望があったということについてクロス集計を行った際に地区別というのもあったと思います。元々、会議資料の中に地区別というのがあったかと思います。地区別については日々の暮らしの中で生活している時の考え方であるとか、差別や偏見が改善されたかということ、地域の差別や理解に対する受け入れ方に関して地域差があるかどうかということ、報告書に載せる想定はしていませんが、調べてみるのも一つかなということで集計させていただきました。

(委員)

差はありましたか。

(名豊)

地区別では大きな変化は見られておりません。

(会長)

その他はいかがでしょうか。もしよろしければ、事業者向けの調査の説明をいただいているので、そちらに移りたいと思います。



(名豊)

事業者向け調査の回答の件数については、クロス集計を行ったことで、それぞれの件数が少なくなっており、傾向的な分析は難しくなっておりますので、事業者向け調査についてはクロス集計を記載しないということで考えております。

(会長)

事業者については選択肢がたくさんあるので、例えばですが、1件という回答が出ていまして、1件だと傾向を分析するのが困難です。そのため、クロス集計の記載をしないということです。今日は障がいのある人向け調査、市民向け調査ということで、事業者については難しいということですが、まだ、事務局の方にここをこうして欲しいというような意見を伝える時間はありますが、今日の段階で気がついたことがもしあれば、最後に足していただければと思います。

(委員)

質問ですが、市民向け調査結果の問11。障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり保育を受けることについてという文言がありますが、あくまでも保育のみ、ということなののでしょうか。教育は入っていないのでしょうか。

(名豊)

問11の文言が保育、となっているのに選択肢には保育や教育となっていることについてだと思いますが、問11については調査票においてこの内容で聞いているので、申し訳ございませんでした。確かに問のところに教育と入っているべきだったと思います。

(委員)

保育と幼稚園のみが対象とするアンケートなのか、教育も入るのでしょうか。

(名豊)

回答としては教育も含まれます。子どもたちが一緒に学んだり、というところに教育の要素が入っているということです。

(委員)

一般的には保育というと、保育園か幼稚園のことを指すと思いますが。

(名豊)

学んだり、というところが、文部科学省がというような教育となり、保育所や認定保育園の保育部分など、厚生労働省がというような保育ということでして、両方とも記載に含んでいて、障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受けるとありますので、教育も含めて考えております。

(委員)

小学校以降も、ということですね。

(会長)

議論が噛み合っていないように思います。名豊さんが仰っているのは、保育という言葉の中に幼児教育も入っていると聞えますが、ご質問の意図は、保育というと就学前後のことをイメージするけど義務教育段階のことも入っているのか、ということだと思います。

(名豊)  
入っています。

(会長)  
入ってはいるということだが、質問には保育を受けることとなっているが、それは大丈夫なのか。回答文に「学んだり」と入っているから学校教育も入っているという設定ということですね。という説明になります。

(委員)  
混乱するというか、分かりにくいと感じました。

(会長)  
既にこの質問文で調査を行っているので、これについてはどうにもならない。今、考えてみると、「子どもたちが学校で一緒に学んだり保育を受けたり」としていたら明確になっていたかなという反省点として指摘するしかありません。

(委員)  
指摘が遅れ、申し訳ございませんでした。

(会長)  
次の委員の方、どうぞ。

(委員)  
今のところですが、障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受けるとなっておりますが、「専門的な」というのはどういうことでしょうか。

(会長)  
「専門的な」という言葉に対する説明は質問の中ではしていないので「専門的な」という言葉を回答者がどのように解釈したのかということに依存することになるかと思えます。

(委員)  
「専門的な保育や教育を受ける」という質問が、障がいの方に寄り添って過ごすということにおいて何らかの意味があるのかどうか、ということを知りたいです。

(会長)  
委員のような捉え方をする人もいれば、明確な定義をして質問しているわけではないので、ご指摘をいただいた内容については議論の場で議論していただければと思います。

もしよろしければ、ご指摘があれば事務局の方に、ということで本日はここまでにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。  
それでは次に、令和5年度の開催予定についてお願いします。

(事務局)

次年度の開催予定ですが、例年は毎月第2水曜日の開催を基本としていましたが、障害者計画の策定スケジュールに合わせて、変更している月がございます。今回、アンケート調査の報告書について協議するにあたり、例年どおりに開催日程を組んでいたところ、日程的に厳しくなったという反省点があり、スケジュールを少し変更しております。確認の上、日程の確保をしていただければと思います。

また、開催時間については今年度同様、会議室の予約の都合上、18時からの会がありますので、お間違いのないよう、お願いいたします。

なお、資料には記載していませんが、変更した根拠として、障害者計画策定の大まかなスケジュールとしまして、4月から5月にかけて課題の整理。6月から8月にかけて骨子案の検討。9月と10月に素案の作成。11月から12月の間にヶ月をかけてパブリックコメント。その間に説明会も開催します。その結果を踏まえて、12月から1月に計画案を作成。1月から2月にかけて計画の最終調整という形を予定しておりますので、それに合わせて日程を変更したということであります。

(会長)

これについては、このような形で進めさせていただくということでご了承ください。その他、事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局で用意しているものはございません。

(会長)

委員の皆様から何かございますか。

(委員)

できるだけスケジュールを早く教えてください。今日、終わって報告書ができるまでのスケジュールをもう一度、はっきりとさせてください。

(事務局)

3月15日又は16日に報告書のコメント案ができる予定です。その間にもクロス集計やコメントを載せたいということがあれば、随時、事務局にいただければ、事務局から名豊さんの方に追加で作っていただくよう、依頼をさせていただきます。それも含めた上で15日又は16日にコメントが出まして、それを事前にメールで配信させていただいて、22日に協議を行います。そこで協議した結果を反映させたものを24日に印刷します。

(委員)

22日は自立支援協議会の委員が集まる日ですね。

(事務局)  
そうです。

(委員)  
22日に委員が集まることは決まっていることですね。

(事務局)  
そうです。

(委員)  
差別解消委員会だけではなくて、自立支援協議会の委員が集まるということですね。

(事務局)  
そうです。

(委員)  
22日に集まって、協議して、その後の予定をお願いします。

(事務局)  
22日に意見を取りまとめる最終日になりますので、それ以降は印刷をお願いすることになります。

(委員)  
22日に意見を言って、その報告書の案を作るということですか。22日には意見を言っても良いのですよね。それを含めて報告書の案をまた、作るということですか。

(事務局)  
報告書の案自体は、15日又は16日にできます。それに対する修正意見を22日にいただくということです。

(委員)  
それでは22日に出して、そのコメントについても意見を言っていいたいということですか。22日の自立支援協議会の時に。

(事務局)  
文言の修正は可能です。

(委員)  
それでは、22日にコメントについて意見を言っても良いことですね。

(事務局)  
はい。それで最終決定となります。

(委員)

これが最終の決定ですね。全体的なコメントの確認、報告書を修正した後の報告書の案は無いということですか。

(事務局)

そこでの確認が最後になりますので、それがもう、決定したものになります。

(委員)

22日の自立支援協議会で委員が意見を言って、報告書ができ上がって印刷したものを委員が見ることはできない。それで24日に印刷をするということですか。

(事務局)

事前に配布するものとしては、15日又は16日に配らせていただきます。それを見ていただいて、修正などの意見があれば22日より前に意見を寄せていただいても構いませんし、最終的には22日の協議の場に出していただく。22日にその意見を採用するかしないかということを決めます。もう決定したものになるので、それ以降の修正は想定していません。

(委員)

私が言いたいのは報告書を配る前の確認です。22日に意見を言っていただいて、最終的にそれを決定すると仰っていますが、決定した内容を改めて見たいということです。決定した内容を委員が見ることはできますか。それとも、24日に印刷をしてしまいますか。

(事務局)

物理的に、物としてお見せすることはできません。ただ、22日の内容がもう、決定事項なので、それをもって決定したものと見なして、確認をさせていただきたいなと思います。

(委員)

なるほど。そういうことですね。委員の皆さんはそれで納得されているのですね。

(会長)

冒頭に申し上げたのは、本来であれば今日までに原案をいただいて議論するはずだったということです。

(委員)

そうですね。

(会長)

でもそれが、端的に言うと事務局のミスで、それが間に合わなかったということです。

(委員)

そうですね。

(会長)

しかし、24日には印刷をかけないと間に合わないので、22日に決定したものをもう一度見ることはできないということです。

(委員)

委員の皆さんはそれで納得しているのですね。

(会長)

納得をしているのかどうかは分かりませんが、それ以外に方法がないということです。

(委員)

22日に決定して24日に印刷ということですから、それ以上は遅れては無理ということですね。

(会長)

そういうことです。

(委員)

22日にできあがったものを見ることはできないということですよ。22日より遅らせることはもうできないということですね。

(事務局)

お願いにはなりますが、22日に委員の皆様にご集まっただき、内容については了承していただきたいと思っています。了承していただいたものに基づいて作成されているかどうかということについては事務局でしっかりと確認しますので、お任せいただきたいと思っています。

(委員)

それでは、委員の皆さんも事務局にお任せするという事で納得されているということによろしいですね。

(会長)

納得という言葉のニュアンスが難しいのですが、前向きに納得しているというよりも、仕方がないので納得しているということです。

(委員)

報告書を一般公開するということはとても大事なことです。私は、それはおかしいなと思うので、納得できていません。

(会長)

15日と16日の話をもう一度確認してもらった方が良いと思います。

(事務局)

22日の日にそれが初めて出てくるということではなくて、委員の方が集まることはできませんが、15日又は16日に案としてメールなどで配信させていただきませう。それを見ていただいて、意見があれば22日までに出していただいて、それを22日に委員の皆さんに集まっていたいただいて確認するということうです。

(委員)

分かりました。それではやむを得ず、ということですね。やむを得ずということでも私も納得できないですが、15日又は16日までに私も意見を出して。

(会長)

違います。

(委員)

15日又は16日にもらうということですね。22日までにそれについての修正案を出すということですね。分かりました。

(会長)

私も納得していない内の一人ではあります。しかし、こればかりはどうしようもないです。次回の開催日程をお願いします。

(事務局)

当初の予定では本日が本年度最後の予定でしたが、障害者計画の調査結果報告書の確認をしていただきたいということで、お集まりいただきたいと思ひます。次回は17時からということで、開催時間は概ね30分程度を想定していましたが、本日の協議会の様子だと1時間にした方がよろしいでしょうか。

(会長)

1時間は必要だと思ひます。

(事務局)

差別解消委員会単独の委員は1名のみになります。その委員が来られた際に待たせてしまうことは避けたいので、18時半から差別解消委員会とさせていただいて、それまでの間に議論するということうでよろしいでしょうか。では、そのような形で行わせていただきます。日時と場所は3月22日(水)17時より801会議室となります。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

それでは終了いたします。お疲れ様でした。